

平成 19 年 10 月 10 日
総務省統計局

科学技術研究調査の民間開放について（案）

1 平成 19 年の事業の概要

平成 19 年度事業については、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(平成 13 年法律第 51 号)に基づく民間競争入札を行い(別紙 1 参照)、以下のとおり事業を実施中。

(1) 委託業務内容

科学技術研究調査における調査票の送付・回収(督促)、照会対応(記入指導等)に係る業務(別紙 2 参照)

(2) 委託業務期間

平成 19 年 5 月 14 日～平成 19 年 10 月 12 日

なお、契約期間は平成 19 年 4 月 6 日から平成 19 年 12 月 10 日まで

(3) 受託者

株式会社サーベイリサーチセンター

2 実施状況の取りまとめの項目

事業の実施状況については、平成 19 年度事業の実施要項に定められた以下の項目に沿って取りまとめる予定。

- (1) 回収率(督促回収率、基準日時点の回収率、全体の回収率)
- (2) 照会件数
- (3) 調査客体への事後調査・対応状況
- (4) 実施経費

なお、平成 19 年度事業の実施要項の付議に当たって、将来的にサービスの質の指標として検討することとされた満足度や誤記入・未記入率についても試行的に把握することとしている。

3 実施状況の取りまとめのスケジュール

上記 2 における実施状況の取りまとめのスケジュールは以下のとおり。

- (1)～(3)については 10 月下旬までに取りまとめる予定。
- (4)については、受託者の実績報告(12 月 10 日までに提出)により取りまとめる予定。
- 満足度については、受託者の照会対応及び督促対応について、1,000 調

査客体に対してアンケートを実施。11月中旬までにアンケート結果を取りまとめる予定。

誤記入・未記入率については、12月上旬までに取りまとめる予定。

4 来年度事業に向けた検討状況

来年度以降の事業についても、業務の性格、平成19年度の民間競争入札実施の経緯等を踏まえ（別紙3参照）、引き続き民間競争入札を行うこととしている。

事業の内容については、平成19年度事業の評価等を踏まえ検討することとしているが、来年度以降の事業に係る実施要項の作成に当たっては、対象事業の範囲の拡大、複数年度契約について検討中。

平成19年4月6日
支出負担行為担当官
総務省統計局長

「科学技術研究調査の照会対応等業務」の落札者の決定について

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく民間競争入札を行った平成19年度「科学技術研究調査の照会対応等業務」については、次のとおり落札者を決定しました。

1 落札者の名称： 株式会社 サーベイリサーチセンター

2 落札金額： 15,855,000円（税込）

3 落札者決定の経緯及び理由

「科学技術研究調査における民間競争入札実施要項」に基づき、入札参加者（2社）から提出された企画書について、外部有識者等において審査した結果、いずれも評価基準を満たしていた。

入札金額については、4月2日に開札したところ、両社とも予定価格を上回る価格であったため、再度入札を行ったが、落札に至らなかった。そのため、同一条件で入札参加者に対して改めて価格の再提示を求めたところ、このうち1社のみが予定価格の範囲内の価格を提示し、落札者となった。

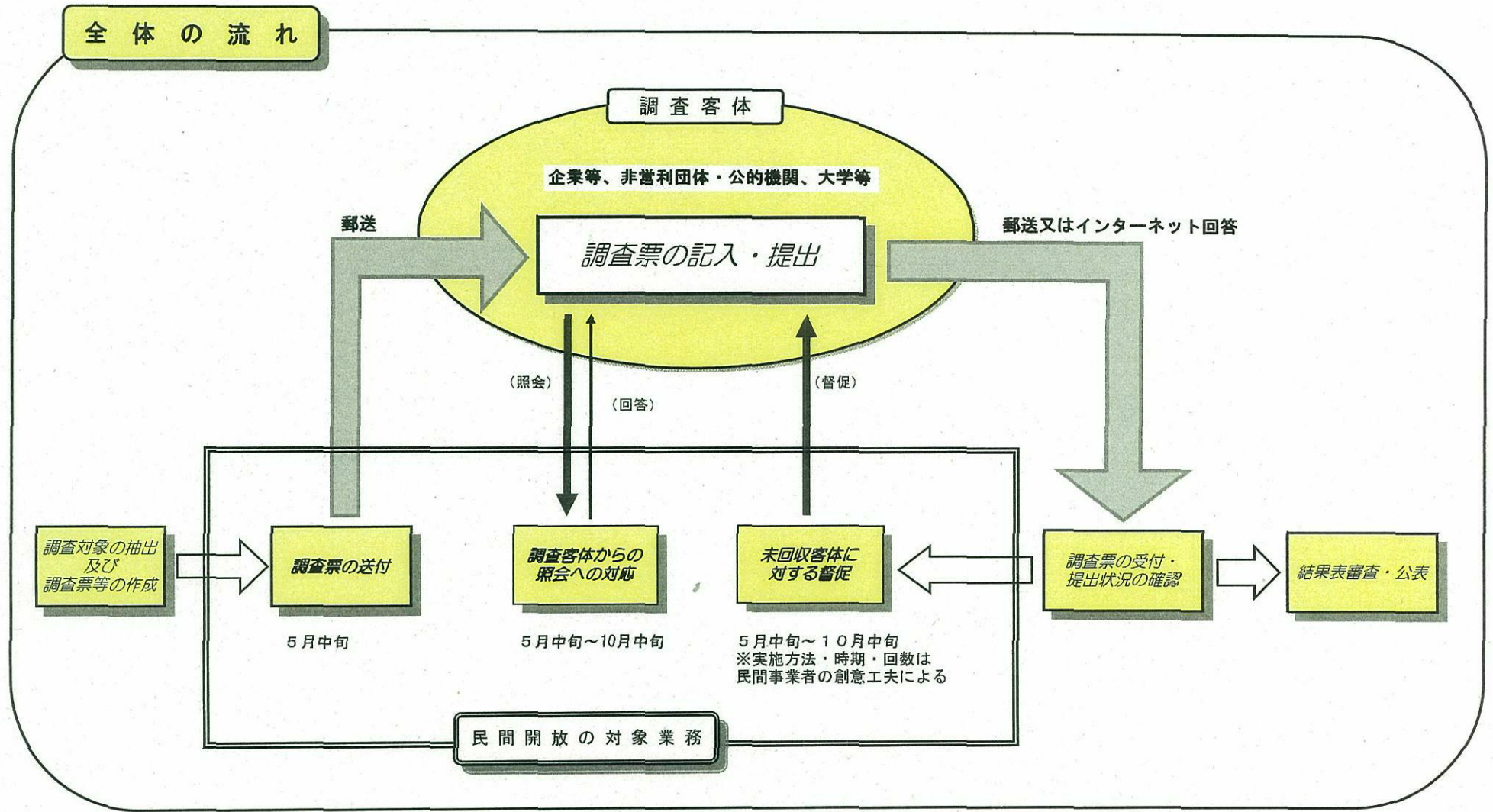
4 落札者における当該公共サービスの実施体制及び実施方法の概要

落札者が行う主な業務は、調査客体から電話等により調査に関する照会（調査票の記入に対する疑義、インターネット提出に係る操作方法、調査に対する苦情等）があった場合に回答する照会対応業務及び調査票の提出が遅れている調査客体に対する督促業務である。各業務の実施体制及び実施方法の概要は次のとおりである。

照会対応業務は、責任者1名、業務担当者6名の体制により、事前に作成した電話対応マニュアルに沿って実施する。照会の多い内容については、業務開始までに模擬照会を通じて習得させる。また、毎日、照会受付開始前に前日までの新たな照会事例のレビューを行い、意見交換し、業務担当者の内容の理解と対応方法を徹底させる。

督促業務は、6月、7月、8月にそれぞれ1回ずつはがきによる督促を、7月から10月までの期間は電話による督促を行う。

科学技術研究調査の流れ図 (平成19年委託業務範囲)



科学技術研究調査の民間開放についての考え方

平成 18 年 11 月 16 日
総務省統計局

【科学技術研究調査の概要】

総務省統計局が直轄で行っている科学技術研究調査(指定統計第 61 号)は、我が国における科学技術に関する研究活動の状態を調査し、科学技術振興に必要な基礎資料を得ることを目的として、昭和 28 年以降毎年実施している。

調査は、郵送(平成 15 年調査以降、回収についてはインターネットによる提出も可)で行っており、疑義照会・督促は電話及びはがきで行っている。

科学技術研究調査については、「総務省所管の指定統計調査の民間開放に向けての計画」において、平成 18 年度に入札を実施し、平成 19 年調査から民間開放を開始することとしている。

【公共サービス改革法に基づく民間開放を行う理由】

公共サービス改革法においては、守秘義務及び罰則が定められているほか、事業者の監督・立入検査、みなし公務員規定など事業の確実な実施を確保するための規定が置かれている。さらに、質に関する事項、評価の基準等について定めた実施要項を官民競争入札等監理委員会において審議すること等により、透明性・公正性・中立性を確保しながら、民間の創意工夫を生かし、質の維持向上を図ることが可能である。

こうしたことから、科学技術研究調査の民間開放については、公共サービス改革法に基づき行うことが適当と考えている。

【民間競争入札を行う理由】

「総務省所管の指定統計調査の民間開放に向けての計画」の中で、科学技術研究調査については、19 年度は単年度でこれまで国の職員が対応してきた送付・回収、照会対応に係る業務を対象として、公共サービス改革法に基づく民間開放を行い、20 年度以降については 19 年度の実施状況等を踏まえつつ、更に総合的に検討することとしている。

公共サービスの実施に関し、「民間が担うことができるものは民間にゆだねる観点」から見直すこととする公共サービス改革法の趣旨を踏まえ、これらの業務を民間に委託することにより、民間事業者の実施状況、コストを把握して、指定統計調査の民間開放の検討の参考とするため、民間競争入札で行うことが適当と考えている。